一　［略］

二　給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給、消耗品費、修繕費、委託費、養成費、諸費、他社購入電源費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び他社販売電源料にあっては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三　［略］

2・3　［略］

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第八条第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネル	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費

一　［略］

二　給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給、消耗品費、修繕費、託送料、委託費、養成費、諸費、他社購入電源費、他社購入送電費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、他社販売電源料、他社販売送電料、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費にあっては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三　［略］

2・3　［略］

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第八条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費

ギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額		

二　第八条第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ご	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費

費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額		

二　第八条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリー	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費